第６章　計画の推進

１　協働による計画の推進

本計画の推進においては、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、取り組みを進めていくことが必要です。地域福祉の充実は、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことが基本です。それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、持続可能な地域福祉の推進には極めて重要です。

地域福祉推進の主役を担うのは、市民と地域です。市民に本計画の基本施策ごとに掲げた「地域の皆さんの取り組み」の実践に積極的に取り組んでいただけるよう、計画の周知に努めてまいります。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、行政と連携し市民参加の支援や活性化を目指して、各種事業を実施していきます。

行政の役割としては、市民、地域、各種の団体などが地域福祉に関する取り組みを円滑に進められるような環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究などを重ねてまいります。

２　推進体制

本計画は本市の「第３次地域福祉計画」と袋井市社会福祉協議会の「第３次地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、その推進についても行政と社会福祉協議会が連携・協力しながら、効率的に事業を実施し、基本理念である「ふれあい・支え合い　みんなで創ろう　福祉の輪」の実現を目指します。

また、各地区で活動している地域福祉推進組織や福祉関連団体など、地域や市民に根ざした組織とのコミュニケーションを充実させ、現在の地域課題や将来的な課題に対して有効な手立てを検討していきます。

市民ニーズの変化を的確に捉えながら計画を推進するために、袋井市地域福祉推進計画策定委員会（袋井市地域福祉計画策定委員会・袋井市地域福祉活動計画策定委員会）において、計画の進行管理を行います。

3 評価・進捗管理

本計画には、基本施策ごとに参考とする指標を設定します。基本施策の進捗を捕捉し、基本施策ごとに定性的・定量的に評価を実施して、年度ごとの状況を策定委員会に報告してまいります。

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

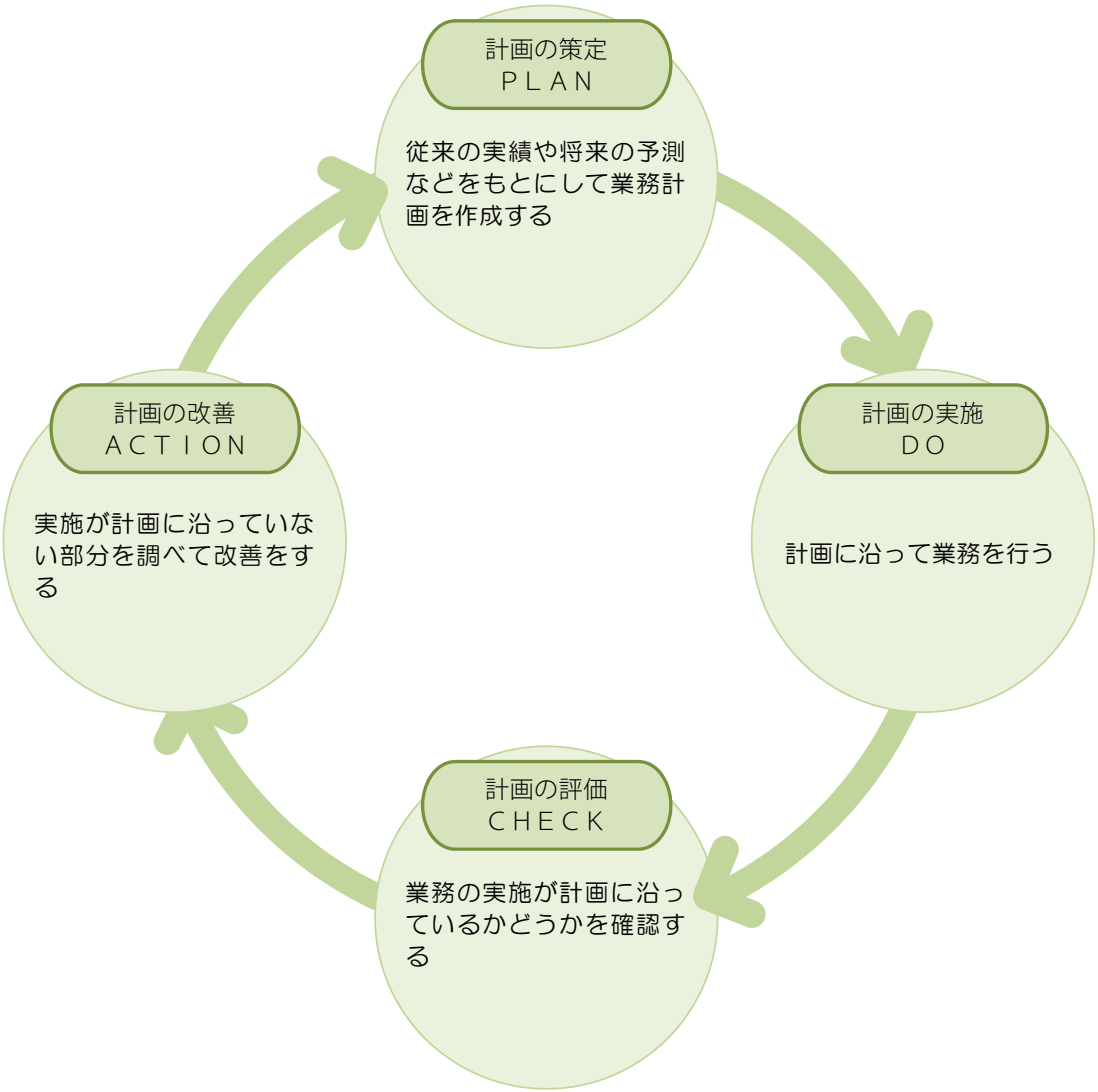

※　ＰＤＣＡサイクル（事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ）
　Ｐ ＝ ＰＬＡＮ
　　（プラン）…具体的な施策など
　Ｄ ＝ ＤＯ
　　（ドゥ）　…実行
　Ｃ ＝ ＣＨＥＣＫ
　　（チェック）…点検・評価
　Ａ ＝ ＡＣＴＩＯＮ
　　（アクション）…改善

参考資料

1　袋井市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年６月30日告示第296号

（設置）

第１条　袋井市は、袋井市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定、見直し及び推進をするため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、袋井市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　計画の見直しに関すること。

（３）　計画の推進に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　市民団体代表者

（３）　福祉団体代表者

（４）　公募による者

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が、未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第７条　委員会に第２条の所掌事項を補佐するため、ワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループの委員は、職員のうちから市長が任命する。

３　ワーキンググループは、市民生活部しあわせ推進課長が統括する。

４　ワーキンググループは、委員会の会議に付議すべき事案について、あらかじめ調査及び調整を行い、必要に応じて委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市民生活部しあわせ推進課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成18年３月31日告示第52号）

この告示は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日告示第49号抄）

（施行期日）

１　この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日告示第50号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日告示第60号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日告示第54号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

２　袋井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　この要綱は、袋井市における地域福祉活動を計画的、効果的に推進するために袋井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画を策定、見直すことを目的として設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。
（所掌事項）
第２条　委員会は計画に関する必要な事項について調査研究及び協議し、計画の策定及び見直し、推進を行う。
（組織）
第３条　委員会は委員２０人以内で組織する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　市民団体代表者
（３）　福祉団体代表者
（４）　前３号に掲げるもののほか、社協会長が認めた者
（任期）
第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が、未決定の場合は社協会長がこれを招集することができる。
２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
４　委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
（作業部会）
第７条　委員会の円滑な運営を図るため、作業部会を置き、部員は社協職員の中から社協会長が任命する。
２　作業部会に部長及び副部長を置く。
３　作業部会の会議は、前条の規定を準用する。
（庶務）
第８条　委員会に関する庶務は、社協事務局において処理する。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附　則
この要綱は平成１７年５月２５日より施行する。
附　則
この要綱は平成２２年３月２５日より施行する。
附　則
この要綱は平成２３年１月２８日より施行する。

3 計画策定経過

年	月日	会議名等	内容
平成 26 年度	7月 23 日	地域福祉推進計画策定委員会	・地域福祉推進計画進捗状況の報告 ・地域福祉推進計画策定方針の検討
	6月 28 日 ～ 11 月 29 日	地域福祉懇談会	・市内 14 会場にて懇談会を実施 ・地域福祉の現状の報告とワークショップにより、地域の福祉課題を協議 ※各地区の開催常用は別表のとおり
	12 月 12 日	地域福祉関係団体懇談会	・市内で活動している地域福祉関係団体（18 団体）の参加を得て、懇談会とグループワークを実施し、各団体の情報交換や地域福祉における課題などを協議
	1月 31 日 ～ 3月　5日	市民意識調査の実施	・市内在住の満 15 歳以上の方 3,000 人を対象にアンケート調査を実施
	3月 19 日	地域福祉推進計画策定委員会	・地域福祉懇談会開催結果の報告 ・次期地域福祉推進計画の施策体系の検討
平成 27 年度	7月 24 日	地域福祉推進計画策定委員会	・地域福祉推進計画進捗状況の報告 ・次期地域福祉推進計画の施策体系の検討
	9月　4日	地域福祉推進計画策定委員会	・次期地域福祉推進計画の施策体系の検討 ・グループワークによる詳細協議
	10 月　2日	地域福祉推進計画策定委員会	・次期地域福祉推進計画（案）の検討
	11 月　2日 ～ 12 月　2日	パブリックコメントの募集	・市ホームページや公共施設等で計画案を公開し、パブリックコメントを募集 ・意見提出は０件
	1月　8日	地域福祉推進計画策定委員会	・次期地域福祉推進計画（案）の検討

地域福祉推進計画策定委員名簿　※敬称略　（ ）は平成 26 年度委員			
浅羽東地区地域福祉推進委員会	伊原 幸一郎【委員長】	山名公民館福祉部	中田 紀夫（両角 英夫）
民生委員・児童委員協議会	山田 正八【平成 27 年度副委員長】	高南地区地域福祉推進委員会	石山 康幸
シニアクラブ袋井市	山下 明夫 （幡鎌 美知子）【平成26年度副委員長】	浅羽西地区地域福祉推進委員会	前島 睦（太田 京平）
袋井東地区地域福祉推進委員会	田中 利宏（永井 敏喜）	浅羽南地区地域福祉推進委員会	石原 友久
袋井西公民館運営委員会福祉部	伊藤 義彰（安間 孝雄）	浅羽北地区地域福祉推進委員会	戸塚 一美（鈴木 清）
袋井南地区地域福祉推進委員会	永島 君江	自治会連合会	大庭 哲夫
袋井北公民館地域福祉部	永田 新市	袋井市ボランティア連絡協議会	荒木 行雄
今井公民館福祉部	山田 幸男	袋井市身体障害者福祉会	中村 貴子（山本 博司）
三川地区地域福祉推進委員会	寺田 進彦	袋井市手をつなぐ育成会	澤　のり子
笠原地区地域福祉推進委員会	松本 貢	NPO 法人ふぁみりあネット	鏑木 眞樹子

地域福祉懇談会の開催状況

１　目　的　　平成２８年度からの次袋井市地域福祉推進計画の策定に向けて、地域の皆さんの意見や提言を伺い、計画に反映させることを目的に市内１４地区（地域福祉推進組織単位）において地域福祉懇談会を開催しました。

２　日　程　　平成２６年６月２８日（土）～平成２６年１１月２９日（土）

３　対象者　　地域福祉推進組織関係者・一般市民（市内１４地区）

開催年月日	地区名	会　場	参加者数	内　　容
平成 26 年　6月２８日（土）	三川	三川公民館	４５	地域福祉推進計画の説明 地域福祉を取り巻く環境について 懇談（グループワーク） ・地域福祉の現状と課題 ・普段感じていること ・地区の良いところ、悪いところ ・住みやすい地域にするためには
平成 26 年　7月１６日（水）	山名	月見の里学遊館	６３	
平成 26 年　7月３０日（水）	高南	高南公民館	３５	
平成 26 年　9月　6日（土）	浅羽東	浅羽東公民館	２６	
平成 26 年　9月２６日（金）	袋井南	袋井南公民館	３９	
平成 26 年　9月２７日（土）	袋井西	袋井西公民館	５１	
平成 26 年　9月２７日（土）	今井	今井公民館	１５	
平成 26 年１０月２２日（水）	袋井東	袋井東公民館	４９	
平成 26 年１０月２６日（土）	浅羽西	浅羽西公民館	２８	
平成 26 年１１月　8日（土）	豊沢	豊沢ふれあい会館	３４	
平成 26 年１１月　8日（土）	浅羽南	浅羽南公民館	３９	
平成 26 年１１月１１日（火）	笠原	笠原公民館	３６	
平成 26 年１１月１２日（水）	袋井北	袋井北公民館	７６	
平成 26 年１１月２９日（土）	浅羽北	浅羽北公民館	３３	
合計参加者数			569	

地域福祉関係団体懇談会の開催状況

１　目　的　　第３次袋井市地域福祉推進計画の策定に伴い、地域福祉関連団体と意見交換し、地域福祉に関する活動状況や課題、今後の取り組み等についての意向を把握することを目的に地域福祉関係団体懇談会を開催しました。

２　開催日　　平成 26 年１２月１２日（金）

３　参加団体数　　１８団体

４　懇　談　　①地域福祉を推進する上で現在の課題・ニーズについて
②地域福祉を推進する上で今後特に力を入れていきたいこと

4　用語解説

―　あ行　―

ＩＣＴ

Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとった言葉。
ＩＴ（Information Technology）に Communication を加えた情報通信技術を表す言葉で、ＩＴと同様の言葉として使われている。

ＮＰＯ法人

Non-Profit Organization（非営利組織）の頭文字をとった言葉で、広い意味では、社会福祉法人や学校法人などの公益法人も含むが、狭い意味では、一般的に営利を目的とせず、社会的な使命を持って活動する民間の団体を指す。こうした NPO の中で、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく所轄庁の認証をうけた団体で法人格を有するものを「NPO 法人」という。

お達者度

65 歳からの平均自立期間のこと。介護認定や死亡情報等により県が算出し、公表している。

―　か行　―

刑法犯

刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

―　さ行　―

自然動態人口

自然動態とは、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きをいう。
自然増加数＝出生数－死亡数

社会動態人口

社会動態とは、一定期間における転入・転出に伴う人口の動きをいう。
社会増加数＝転入数－転出数＋その他増減

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する手帳。対象となる障害は、

①視覚障害
②聴覚または平衡機能の障害
③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害
④肢体不自由
⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸・免疫・肝臓の機能障害）で、障害の程度により１級から６級の等級がある。

生活困窮者
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

生活支援コーディネーター
地域において、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源を組み合わせ、多様な主体による生活支援の取り組みをコーディネートし、活動を推進する役割を担う人

精神障害者保健福祉手帳
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。

セーフティネット
個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしくみをいう。本計画では、生活上の困難や課題に直面した際に機能する制度全般を指す言葉として使用している。

― た行 ―

多文化共生
国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての住民が互いに文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

団塊の世代
一般的に 1947 年（昭和 22 年）から 1949 年（24 年）の間に生まれた人たちのことを指す。

地域包括ケアシステム
誰もが、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の保健・医療・介護・福祉などが連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される仕組み

地域活動支援センター
障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

地域包括支援センター

地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と推進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関

①総合相談・支援事業

②権利擁護事業

③介護予防マネジメント事業

④包括的・継続的マネジメント事業の４つの支援事業を主に行う。

　なお、市内には、袋井北部地域包括支援センター、袋井中部地域包括支援センター、袋井南部地域包括支援センター、浅羽地域包括支援センターの４箇所がある。

― な行 ―

南海トラフ巨大地震

「南海トラフ」は、静岡県の沿岸から九州の日向灘に延びる海底の溝。これまでは、東海・東南海・南海の各地域で個別に地震が発生しているが、「南海トラフ巨大地震」は、その一帯が同時に動くことを想定したもの。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方

― は行 ―

パブリックコメント

市民意見募集制度。市が計画や条例などを策定しようとする時に、案の段階で市民に公表し、その案に対する意見や要望などを募集して、それらを考慮しながら最終案を決定するとともに、市の考え方を合わせて公表していくもの。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア：Barrier）となるものを除去（フリー：Free）する」という意味で、一般的に建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

避難行動要支援者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに支援を要する人をいう。本市では、次の状態にある人を避難行動要支援者と規定している。

①身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の１級又は２級に該当する人のうち、視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の人
②療育手帳の交付を受けている人(知的障害者)で、程度区分のＡの判定を受けている人
③要介護３以上の判定を受けており、かつ在宅サービスを利用している人
④前各号に準じる状態にあると認められる人

ファミリー・サポート・センター
子育てや高齢者に関して、援助を受けたい人と応援したい人が、お互いにセンターの会員となって助け合う仕組み

袋井市総合健康センター
乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた健康づくりに一貫して取り組むことができるよう、保健・医療・介護・福祉の機能が連携し、市民一人ひとりの健康をサポートする施設。聖隷袋井市民病院や各地域包括支援センターとも連携し地域包括ケアシステムの拠点となる。

放課後子ども教室
放課後や週末に子どもたちの居場所を確保し、自主性、社会性等と育むため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を解放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動を行う。

― や行 ―

ユニバーサルデザイン
「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計)」。年齢、性別、身体、国籍等、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方

― ら行 ―

リーマンショック
２００８年９月の米証券会社のリーマン・ブラザーズの破産に端を発した世界的な金融危機。米国を中心に消費や投資が急減に悪化し、世界同時不況を引き起こした問題

療育手帳
知的障害のある人に対し、都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が発行する障害者手帳のこと。18 歳未満は児童相談所が、18 歳以上は知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定する。